

第5 ごみ減量・リサイクルの推進

第5 ごみ減量・リサイクルの推進

1 京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）

みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン

本市では、平成 15 年 12 月に「京都市循環型社会推進基本計画 ～京（みやこ）のごみ戦略 21～」を策定し、それ以降、家庭ごみ有料指定袋制の実施などにより、計画の目標を大きく上回るペースでごみの減量を着実に進めてきた。

しかしながら、今後もこのまま同じ量のごみが排出されれば、埋立処分地があと 30 年ほどで埋まってしまうこと、また、社会的にも、低炭素社会及び循環型社会の構築に向けた取組の強化が求められていることから、平成 21 年 12 月に受けた京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、平成 22 年 3 月に、「京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」を策定した。

(1) 計画策定の趣旨

本市のごみの現状や社会的な動向を受けて、循環型社会、低炭素社会を構築するために、ピーク時からのごみ量の半減を目指す挑戦的な目標を掲げ、市民や事業者の皆さんと一緒にごみ減量や再資源化に取り組んでいこうとするものである。

計画の位置付け：一般廃棄物処理基本計画としての位置付けに加え、循環型社会、低炭素社会の構築を目指す計画として策定する。

計 画 の 期 間：平成 21（2009）年度から平成 32（2020）年度

(2) 計画の基本理念

京都のまちに今も息づく、しまつの心や門掃き、打ち水といった古きよき伝統や暮らしの美学といった、「市民力」や「地域力」を総結集して、「京（きょう）からみんなで環境にええことしましょ！」を合言葉に、「世界をリードする環境モデル都市・京都」の実現を目指す。

(3) 取組目標

平成 32（2020）年度の市受入量を平成 12（2000）年度のピーク時と比べて半分以下の 39 万トンとし、ごみが大幅に増える前の昭和 40（1960）年代と同様の水準まで減らすことを目標としている。

また、市受入量については、市民の皆さんにより身近なものとしていただくため、一人一日当たり排出量も示している。

表 計画目標数値の一覧

	平成 20(2008)年度 現在＝基準	平成 32(2020)年度 最終目標	基準年度比
市受入量	57 万トン	39 万トン	(△32%)
一人一日当たり排出量	1,070 グラム	750 グラム	
再生利用率	18%	31%	(+13 ポイント)
市処理処分量	55 万トン	36 万トン	(△35%)
市最終処分量	9.2 万トン	2.8 万トン	(△70%)

(4) 目標達成のための 3 つの基本方針と 9 つの基本施策

ごみになるものの発生抑制から、リサイクル、適正処理・エネルギー回収に至るまでのごみの処理の流れの各段階に沿って、3 つの基本方針と 9 つの基本施策をまとめ、基本施策の下には計 41 の推進項目を盛り込んでいる。

基本方針 1 そもそもごみを出さない

～しまつの心を大切に京都流のエコスタイルな暮らしによるごみ減量の推進～

基本方針 2 ごみは資源、可能な限りリサイクル

～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～

基本方針 3 ごみは安全に処理して最大限活用

～ごみは安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～

(5) 5 つの重点戦略

本市の現状から浮かび上がった課題に対応するため、5 つの方策を「重点戦略」として掲げ、複数の推進項目を融合し、強力に推進していく。

- ① 包装材削減推進京都モデル
- ② 事業ごみの減量対策
- ③ イベント等のエコ化の推進
- ④ 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり
- ⑤ バイオマスの利活用

(6) 施設整備計画

更なるごみの減量や再資源化により、次の 3 つの項目を実現する。

- ・平成 25 年度当初には、クリーンセンターを 4 工場体制から 3 工場体制に移行する
- ・東部山間埋立処分地を 70 年以上使用可能にする
- ・南部クリーンセンター第二工場にバイオガス化施設を併設する

(7) 計画の推進

市民や事業者の皆さんはもとより、京都のまちで活躍する関連団体の皆さん、学生や観光客の皆さんとも連携を深め、オール京都の取組を展開する。

また、進ちょく管理については、ごみ処理コストなど、ごみに関する情報を分かりやすく誰でも入手しやすい方法で公表していくなど、情報の「見える化」を推進していく。

2 家庭ごみ収集における有料指定袋制

(1) 有料指定袋制導入の経過

平成16年5月に、「指定袋導入の具体的あり方」について「京都市廃棄物減量等推進審議会」に諮問を行い、複数の導入方式の効果等の比較、国や他の自治体等の社会的動向・市民意見など多角的な面から検討が加えられた結果、平成17年8月、「従量制有料指定袋制」を導入すべきとの答申を受けた。その後、この答申を尊重し、「循環型社会」、「低炭素社会」の実現に向けて、現在のライフスタイルを見直す契機とするとともに、ごみ減量・リサイクルの促進に資することを目的として、平成18年10月から、ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施している。

平成22年8月には、「京都市廃棄物減量等推進審議会」において、これまでの有料化財源の活用方法を検証するとともに、今後の活用方法のあり方について検討され、「有料化財源活用方法に関するとりまとめ」が行われた。

(2) 有料指定袋の容量及び価格

価格設定については、審議会の答申及び市民意見を踏まえ、燃やすごみ用指定袋については1リットル1円を基本として、資源ごみ用指定袋はその半額としている。市民の要望に応え、平成19年に燃やすごみ用20リットル袋を、平成20年に資源ごみ用10リットル袋を新たに追加している。

種 類	色	容 量	価 格
燃やすごみ	黄色半透明	45 リットル	45 円／袋
		30 リットル	30 円／袋
		20 リットル	20 円／袋
		10 リットル	10 円／袋
		5 リットル	5 円／袋
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル) (プラスチック製容器包装)	無色透明	45 リットル	22 円／袋
		30 リットル	15 円／袋
		20 リットル	10 円／袋
		10 リットル	5 円／袋

(3) 有料指定袋制の実施に伴う財源の活用事業

有料指定袋制実施による手数料収入から必要経費を差し引いた有料化財源については、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築に向け、ごみ減量・リサイクルへの取組支援、まちの美化の推進、地球温暖化対策の三つの柱立てに基づく事業に活用している。

ア 予算総括表（平成22年度予算）（単位：千円）

項 目	予算額
(歳入) ごみ処理手数料 (A)	1,874,200
(歳出) 有料指定袋制導入必要経費 (B)	907,100
財源活用額 (A－B)	967,100

イ 財源活用事業一覧（平成22年度予算）

（単位：千円）

事業名	財源活用額
ごみ減量普及啓発等	63,600
みんなのエコナビゲーター	2,600
ごみ減量推進会議の活動支援	35,600
京（みやこ）の環境みらい創生事業	34,500
各区環境パートナーシップ事業	11,100
不用品リサイクル情報案内システム運用	3,600
生ごみ堆肥化等の活動支援	18,600
コミュニティ回収制度	41,200
廃食用油燃料化事業市民回収支援	39,600
資源物拠点回収事業の推進	39,000
「新京都市循環型社会推進基本計画」推進	25,300
空き缶，空きびん，ペットボトルのリサイクルの推進	106,500
プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	266,300
まちの美化活動への支援	10,800
不法投棄対策	6,000
「環境モデル都市・京都」推進事業	10,000
太陽光発電普及促進事業	69,800
こどもエコライフチャレンジ推進事業	13,400
「DO YOU KYOTO?」プロジェクト147万人推進事業	19,800
次世代自動車普及促進事業	23,500
バイオマス活用推進計画の策定	9,800
○「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する他局での活用事業	96,500
地域産材普及供給体制整備事業（産業観光局）	(5,000)
森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～（産業観光局）	(43,300)
平成の京町家普及・促進事業（都市計画局）	(21,000)
都市緑化事業（街路樹整備）（建設局）	(21,000)
間伐材を利用した道路附属物の整備（建設局）	(6,200)
○京都市環境共生市民協働事業基金（京都市民環境ファンド）への積立	20,000
合 計	967,100

(4) 製造・販売方法

有料指定袋の安定的供給のため，本市が適正量を管理し，入札により指定袋製造業者を選定のうえ，製造の請負契約を締結している。供給不足による販売店店頭での品切れ，指定袋の強度不足という事態を避けるべく，調達量・品質管理を厳密に行っている。

市民のごみ排出に支障がなく，かつ利便性を低下させないように，指定袋を販売する市内約 2,000 店舗の「指定袋取扱店」と手数料徴収事務委託契約を締結している。燃やすごみ用指定袋は 5 種類（45 リットル，30 リットル，20 リットル，10 リットル，5 リットル），各種 10 枚 1 セット，資源ごみ用指定袋は 4 種類（45 リットル，30 リットル，20 リットル，10 リットル），各種 5 枚 1 セットで販売している。

(5) 有料指定袋制の実施に伴う福祉対策

日常的に多くの紙おむつを使用する方については、ごみ減量に取り組むことに一定の制約が認められるため、平成 18 年 12 月から、本市の福祉施策での紙おむつの支給を受けている方や新生児の保護者を対象として、一定数の燃やすごみ用指定袋を無償で配布している。また、平成 19 年 4 月から在宅医療で腹膜透析を実施している方を新たに対象に加えている。

対象者	高齢者	障害のある方	新生児	腹膜透析実施者
21 年度配布実績	2,105 名	404 名	7,823 名	113 名
配布枚数 (30 ㍻袋)	年間 60 枚 (最大)		40 枚 (1 回限り)	年間 30 枚 (最大)

3 地域における環境行政の拠点機能（^エ^コまちステーション）

平成 22 年 4 月 1 日から、地域における総合的な環境行政の拠点窓口をまち美化事務所から市民により身近な区役所・支所に移転開設し、愛称を「^エ^コまちステーション」とした。

「ごみの減量・分別・リサイクルの推進」、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充実」「温暖化対策など総合的な環境行政の推進」の 4 つの柱を中心に事業を推進している。具体的な担当業務は以下のとおりである。

(1) ごみの減量・分別・リサイクルの推進

- ① ごみの減量相談
- ② コミュニティ回収制度登録団体、使用済てんぷら油回収拠点、
新たな資源物回収拠点（資源デポ）、生ごみ・落ち葉など堆肥化活動助成団体の拡大
- ③ 地域ごみ減量推進会議の活動支援
- ④ 業者収集マンションに対する分別指導

(2) 世界一美しいまち京都の実現

- ① まちの美化住民協定の締結推進
- ② 友・遊・美化パスポート事業
- ③ 不法投棄監視カメラの貸与事業

(3) 環境教育の充実

- ① ごみ減量 E C O バスツアー
- ② こどもエコライフチャレンジ

(4) 総合的な環境行政の推進

- ① エコドライブの推進
- ② 環境家計簿の普及啓発

(5) その他

- ① 防鳥用ネット貸与など各種申請の受付
- ② 家庭ごみの減量、まちの美化に資する業務 など

4 家庭ごみ

(1) ごみ減量推進会議の活動

循環型社会の構築に向けごみ減量化の取組を展開していくためには、市民、事業者、行政が協力・連携し取り組むことが不可欠であることから、自発的なごみ減量活動の推進を図ることを目的として、平成 8 年 11 月「京都市ごみ減量推進会議」を設立した。

市役所前フリーマーケットの開催、給食用牛乳パックをトイレトペーパーにリサイクルする事業を行うほか、市民の循環型社会構築に向けた活動を助成する「市民公募型パートナーシップ事業」や、事業者向けの「秘密書類リサイクル事業」等を実施している。

また、ごみ減量化の上流対策として、いわゆる 3 R のうち、発生抑制・再使用（2 R）を重視した 2 R 型エコタウン構築事業として、リペア・リメイク情報を紹介するホームページ「もっぺん」の運営、モデル商店街におけるエコ商店街の推進、レジ袋削減をはじめとする容器包装削減、リユースびんの普及促進等の取組も行っている。

さらに、地域におけるごみ減量の核となる「地域ごみ減量推進会議」の設立、支援を行っている。「地域ごみ減量推進会議」は、平成 22 年 8 月末現在で 140 団体あり、各団体が使用済てんぷら油の回収活動をはじめ、環境に関する学習会や施設見学会を行っているほか、落ち葉の堆肥化活動やイベントのエコ化など新しい取組にも挑戦している。

(2) 生ごみ堆肥化等の活動支援

平成 18 年度から、家庭ごみの約 4 割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器を購入する費用の 2 分の 1 を助成している（上限は、電動式生ごみ処理機：3 万 5 千円、生ごみコンポスト容器：4 千円）。

生ごみ処理機等の使用を契機に、ごみの減量に対する意識を高めることを目的として取組を進めている。平成 21 年度の助成実績は、電動式生ごみ処理機が 398 台、生ごみコンポスト容器が 63 台である。

さらに平成 22 年度から新たに市民団体が生ごみや落ち葉などの堆肥化の活動を行なう場合に、経費のうち 5 万円を上限に助成する制度を創設した。

(3) 生ごみ等の分別収集による新たなエネルギー生成モデル実験

家庭ごみの約 40%を占める生ごみはそのまま焼却するよりも、分別してバイオガス化により新たなエネルギーとして活用することが「焼却ごみの減量」と「温室効果ガスの削減」に極めて有効であり、京都市では、これまでから生ごみ等から水素ガスを生成して、燃料電池で発電する全国初の実証実験に成功するなど、着実に成果を上げてきている。

こうした技術的成果の上に立ち、平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月末まで、実際に各家庭から出される生ごみ等を分別収集し、バイオガス化したうえで発電に活用する「生ごみ等の分別収集モデル実験」を約 2,200 世帯、地域における地産地消の資源循環の取組を試みる「コミュニティ型堆肥化モデル実験」を約 200 世帯のモデル地域において実施した。

実験の成果を踏まえ、平成 22 年 3 月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」において、生ごみ等は機械により選別し、バイオガス化と発電（焼却）を併用することで、高効率なエネルギー回収を目指すことを方向性としている。

(4) 学校給食等の生ごみを活用したエネルギー回収及び高効率化実証研究

生ごみを発酵させ、バイオガスを取り出し、ガスエンジンで発電することによってエネルギー回収する取組を平成 11 年度から実施している。平成 18 年度からは市庁舎及び消防庁舎において、焼却や埋立処理するごみを限りなくゼロに近づけることを目指した「市庁舎ゼロ・エミッション実践活動」や学校給食から発生する生ごみ等を活用して、発生したバイオガスを改質して水素を取り出し燃料電池で発電することに成功するなど、より効果的かつ安定的なエネルギー回収を図る高効率バイオガス生成実験に取り組んだ。

(5) バイオディーゼル燃料化事業（使用済てんぷら油回収）

家庭等から排出される使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成 9 年度から実施している。平成 16 年 6 月からは、日量 5,000 リットルの精製能力を有する廃食用油燃料化施設が稼働しており、年間約 150 万リットルのバイオディーゼル燃料を精製し、これをごみ収集車約 160 台、市バス約 95 台の燃料として活用しており、年間 4,000 t の CO2 削減に寄与している。

家庭からの使用済てんぷら油の回収を平成 9 年 8 月から開始し、回収を実施している団体や個人に対して回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成 19 年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 22 年 3 月末現在の回収拠点は、市内 1,447 拠点（215 学区）、回収量は約 19 万リットル（平成 21 年度実績）である。

また、平成 21 年度からは、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づく経済産業大臣の認定を受け、バイオディーゼル燃料を軽油に高濃度（20%）混合した燃料を市バスに使用する試験研究を実施し、今後の高濃度燃料の利用の拡大に向けた課題解決に取り組んでいる。

(6) 高濃度バイオ燃料実証事業

バイオディーゼル燃料高濃度利用の実現ならびに普及を図る実証事業として「高濃度バイオ燃料実証事業」（環境省受託事業、平成 21～23 年度）を実施している。

平成 21 年度においては、燃料の貯蔵安定性調査、給油設備影響調査及び車両影響調査を実施している。

平成 22 年度は、100%バイオディーゼル燃料（B100）の貯蔵安定性調査及び新長期規制車両のエンジンオイルの希釈調査についても実施する。

(7) 京都バイオサイクルプロジェクト

バイオマスの総合的な利活用を図る実証事業として、「京都バイオサイクルプロジェクト」（環境省受託事業 平成 19～21 年度）を実施した。

具体的には、本市のバイオディーゼル燃料化事業を核として、燃料製造に必要なメタノールを廃木材や間伐材等の木質バイオマスから合成する技術、生ごみや紙に加えて、廃食用油燃料化施設からの廃グリセリン等からバイオガスを高効率で発生させる技術、燃料電池などのバイオガスの高度利用技術などの開発に取り組んだ。

なお、平成 20 年 10 月からは、市内 11 行政区 2,200 世帯を対象とした生ごみ等の分別収集による新たなバイオマスエネルギー生成モデル実験とも連動して、プロジェクトを実施した。

本事業により、メタノールの合成技術やメタン発酵技術の高効率化等の成果が得られた。

(8) コミュニティ回収制度

多様なごみ分別、リサイクル機会の拡大を図るため、町内会等の地域団体が、ごみの発生抑制や資源回収の意義をお互いに意識し合い、古紙や缶・びんなどの資源を自主的、継続的に回収してリサイクルできるような新しいかたちの集団回収である「コミュニティ回収制度」を平成 16 年 9 月に創設した。平成 18 年度からは「家庭ごみ収集における有料指定袋制」の導入に伴い、市民のリサイクル活動のより一層の支援を図るため、定額制による助成金制度を導入している。平成 16 年度末に 26 団体であった登録団体数は年々増加を続け、平成 22 年 3 月末現在の登録団体は 1,750 団体である。

(9) 不用品リサイクル情報案内システム「いつでもフリーマ!!」

平成 9 年 4 月から、家具や電化製品など不用になった品物を、電話やファックス等で市民に情報提供する「不用品リサイクル情報案内システム」を運用してきた。

平成 20 年 3 月に、本システムをリニューアルし、「いつでもフリーマ!!」として新たに運用を開始している。「いつでもフリーマ!!」では、不用品の登録や品物の情報収集がインターネットでも可能となるほか、電話で品物名を言うだけで簡単に不用品の登録や譲り主の連絡先の確認ができる「音声自動認識システム」を導入している。

制度開始	平成 9 年 4 月
交換成立件数	138 件（平成 21 年度実績）
アクセス件数	17,198 件（平成 21 年度実績）

(10) めぐるくんの店推奨制度

ごみの減量化及び市民の環境意識の高揚を図るために、簡易包装の推進、牛乳パックやトレーの店頭回収等、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる商店を「めぐるくんの店」として認定し、各種媒体を通じて、制度及び認定店の情報を市民に提供することで、その利用を推奨している。平成 19 年度からは、リユース推進の取組を項目として追加し、更なる 3R の推進に努めている。

さらに、「めぐるくんの店」の利用を推奨することを通して、ごみの減量化とともに、市民の環境意識の高揚を図っている。

制度開始	平成 7 年 7 月
認定実績	146 件（平成 22 年 9 月 1 日現在）
取組内容	・「めぐるくん」のマークのついたステッカーを店頭等の見やすい場所へ掲示 ・ごみ減量の取組の推進（トレイ回収、マイバッグ持参等） ・パンフレットの配布、ホームページの運営

(11) イベント等のエコ化の推進

イベントの開催に伴う環境負荷の低減と、イベントに関わるすべての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催されるすべてのイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成するため、イベントの主催者が取り組むべき内容をまとめたガイドラインとなる「京都市エコイベント実施要綱」を平成 22 年 10 月に策定した。

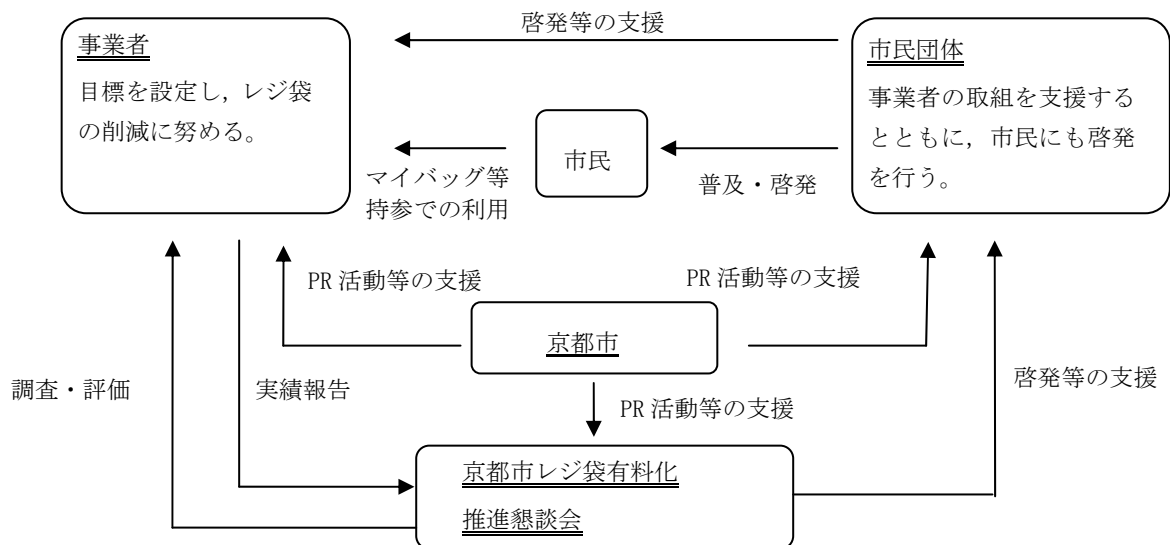
エコイベント実現に向けた支援策として、相談窓口の設置・アドバイザーの派遣や、「京都市認定エコイベント」としての登録等を実施する。

(12) レジ袋の削減に向けた取組

平成 19 年 1 月、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市との四者で「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定」を締結し、レジ袋の削減を進めている。第 1 回協定締結から 2 年余りを経て、協定参加事業者は 14 事業者（3 商店街）に広がり、その取組を支援する市民団体の数も 13 団体となった。協定締結により、京都市内におけるレジ袋削減・マイバッグ持参に関する取組の輪が着実に広がっている。

また、協定参加店舗におけるマイバッグ持参率は、実施前は概ね 2 割程度だったものが、協定参加事業者の取組と市民団体の支援等により概ね 7 割以上に向上するなど、レジ袋使用量の削減が進んでいる。

【マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定：活動イメージ図】



(13) 京(みやこ)の環境みらい創生事業

環境分野における優れた技術シーズや斬新なアイデアを全国から公募し、実用化に向けた研究開発等を支援することにより、先進技術・サービス・情報の集積を図るとともに、更なる「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に向けた取組を推進している。

【助成内容】

助成事業	6 件（平成 21 年度実績）
対象事業	・新技術、新製品の開発 ・在来技術、在来製品の開発・改良 ・試作品等の商品化等に向けた開発
助成期間	最長 3 年間
助 成 額	1 件当たり 10,000 千円以内（全助成期間を通じた総額）
対 象 者	・市内に事業所（研究機関を含む。）を有する、若しくは市内の事業者等と連携して事業を実施する企業、個人、特定非営利活動法人など ・本市の環境施策への貢献度が高いと判断される取組を実施する企業、個人、特定非営利活動法人など

(14) 各区環境パートナーシップ事業

平成 19 年度から、市民のごみ減量・リサイクルやまちの美化、低炭素化を目的とした身近な取組を推進するため、これらに寄与する自治組織や市民団体等と区役所が協働して実施する取組に対し、助成を行っている。平成 21 年度実績は 42 件である。

(15) 環境施設見学会「ごみ減量 E C O パスツアー」

暮らしに非常に身近なごみ問題を見つめ直し、市民の更なるごみ減量や分別・リサイクル意識の高揚を図るため、ごみ処理・再資源化施設の見学会を開催している。各家庭から日々排出しているごみの行方や廃食用油などの各拠点回収事業で回収している資源物の再資源化の過程を見学することで、ごみ問題を身近に考え、ごみ減量を通じて現在のライフスタイルを見直す契機とするものである。

さらに、ごみ処理や再資源化の過程を見学してもらうための移動手段を確保することで、市民に気軽に参加してもらえる見学会としている。

事業開始	平成 20 年 11 月
ツアー開催件数	53 件（平成 21 年度実績）

(16) 京(みやこ)のごみ減量事典

発生抑制、再使用といった上流対策を促進し、支援するため、ごみ減量・リサイクルに関する多彩な情報を網羅した総合環境情報誌「京(みやこ)のごみ減量事典(保存版)」を作成し、平成 18 年度に全戸配布した。

平成 20 年度は、資源ごみの正しい出し方をより分かりやすく、詳細に掲載した「京(みやこ)のごみ減量大作戦(保存版)」を、市民しんぶんの折り込みタブロイド版として作成し、配布した。

平成 21 年度は、ごみの分け方・減らし方をまとめた「京(みやこ)のごみガイド(保存版)」を作成し、各区役所・支所、まち美化事務所などで配布した。また、プラスチック製容器包装の出し方を詳細に掲載した「キッチンと分けていますか？プラスチック製の『容器』と『包装』(保存版)」を、市民しんぶんの折り込みタブロイド版として作成し、配布した。

平成 22 年度には、全面改訂版を作成し、市内全戸に配布する予定である。

(17) 業者収集マンション等の分別指導

現在、市内には市収集ではなく、ごみの収集を民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼しているマンション等が約 4,100 件ある。

これらのマンション等については、資源ごみ等の分別が不十分なところも数多く存在したことから、平成 22 年 2 月からごみの分別方法等の届出制度を創設した。

さらに、平成 22 年 4 月から資源ごみの分別義務を明確化、平成 22 年 6 月から透明袋での排出を義務化し、分別の徹底を図っている。

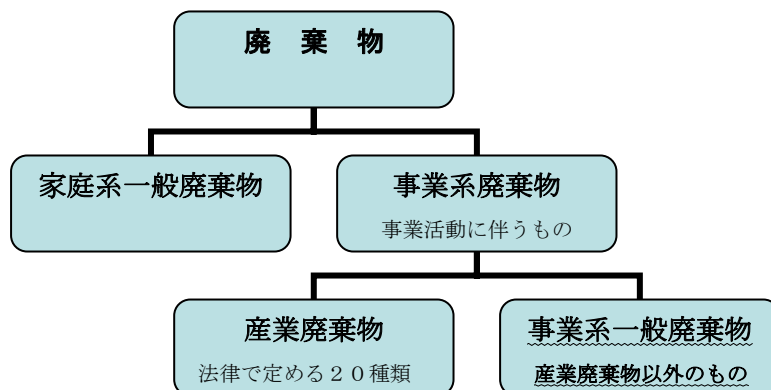
今後もマンションの管理者や居住者に対し、きめ細やかな啓発・指導を行っていく。

5 事業ごみ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の種類や排出事業者の業種により分類される産業廃棄物以外のものであり、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

排出事業者は、可能な限りリサイクルを行うほか、市の処理施設へ自ら搬入するか、又は市長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する必要がある。

【廃棄物の種類】



(1) 事業ごみ排出事業者への普及啓発

事業ごみの更なる減量に向けて、事業ごみの排出ルールに関する知識、再資源化可能な廃棄物の分別の徹底やごみ減量への意識の高揚を図るため、排出事業者に「事業系ごみの分け方・減らし方」冊子を平成21年3月に配布するとともに、廃棄物の適正処理、減量及び再資源化についての研修会を開催している。

(2) 事業用大規模建築物の所有者への減量指導

事業用大規模建築物（事業の用に供する部分の延床面積が1,000㎡以上である建築物）の所有者に対し、廃棄物減量計画書と廃棄物管理責任者選任届の提出を求め、計画書の内容に関するヒアリングと廃棄物保管場所の分別状況の調査を兼ねて立入指導を行っている。平成22年10月1日時点での対象件数は2,148件である。

なお、平成23年4月から制度を拡充し、「事業用大規模建築物新築時の廃棄物減量計画書届出制度の創設」及び「チェーンストア等多量にごみを排出する事業者への減量指導範囲の拡大」を実施する予定である。

(3) 一般廃棄物処理業の許可

他人が排出した一般廃棄物の処理を受託して業として行うには、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可が必要であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を行っている。

許可を与えた一般廃棄物処理業者に対しては、法令で定める一般廃棄物処理基準等の遵守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理の確保のため、適宜指導を行っている。

また、クリーンセンターでの搬入物検査を随時実施し、古紙や缶・びん等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物といった不適物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行っている。

【一般廃棄物処理業者数】

区 分	収集運搬業		処分業
	事業系ごみ	その他限定 (※)	
業者数	84	80	6

※ その他限定許可の内容

- ・魚あら 7 業者
- ・ちゅうかい 2 業者
- ・実験動物の死体等 2 業者
- ・木くず 34 業者
- ・食品廃棄物 35 業者

(4) 許可業者搬入手数料の改定に伴う普及啓発

一般廃棄物収集運搬業許可業者が、排出事業者から収集したごみをクリーンセンターへ搬入する際の処分手数料については、従来から減額措置を行っていたが、事業ごみの減量・リサイクルの促進等の観点から、平成 17 年度末をもってこの減額措置を廃止した。

激変緩和のための据え置き期間 2 年間を経て、平成 20 年 4 月から同手数料の段階的な引き上げを行っている。平成 23 年 4 月から二度目の引き上げを予定しており、排出事業者に対し、適正な料金の負担をお願いするため、チラシを配付するなど、周知徹底に努めている。

【業者収集ごみ処分手数料（許可業者搬入手数料）】

年 度	単 位	手数料(円)
平成 21 年度	100kg までごと	650
平成 22 年度		650
平成 23 年度		800
平成 24 年度		800
平成 25 年度		800
平成 26 年度		1,000

(5) 業者収集ごみの透明袋義務化

業者収集ごみについて、排出事業者の資源ごみの分別の徹底を図るとともに、危険物の混入を防ぐため、平成 22 年 6 月から透明袋による排出を義務化している。